

第4章 施策の展開

施策の体系

環境像	環境方針	施策の展開
主体的な行動が創り出す 私たちがつくる 人と自然が調和した新たな環境都市 スマートシティむさしの	環境方針1	(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化
	市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(2) 環境学習・体験等の取組の充実
		(3) 環境に関する市民活動への支援
		(4) 環境啓発施設の開設
		環境方針2
	低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～	(2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化
		(3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応
		(4) 公共施設における効率的なエネルギー活用
		環境方針3
	ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(2) ごみの発生抑制
		(3) ごみ・資源の循環利用の推進
		(4) ごみ処理のコストと環境負荷削減
		(5) 新しいごみ処理施設の稼働
		環境方針4
	生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(2) 潤いのある緑環境の形成
		(3) 自然に配慮した水辺環境の整備
		(4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保
		(5) 周辺地域との広域的な連携
		(6) 都市農業への支援
		環境方針5
	環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(2) まちの景観保全
		(3) 美しく清潔なまち
		(4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間
		(5) 公共交通の活用と渋滞緩和
環境方針6		(1) 都市型公害への対応
安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(2) 生活公害への対応	
	(3) 新たな環境問題への対応	
	(4) 水の安定供給	
	(5) 水循環システムの確立	



個別計画に基づく各種事業の推進

環境方針1

市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～

本市では、環境について考えるきっかけづくりや自発的な行動を促進するため、「むさしの環境フェスタ」や「水の学校」等、多くの啓発事業を実施しています。また、市民や市民団体・事業者等においても、それぞれの役割や立場で様々な啓発の取組が進められています。

「スマートシティむさしの」実現のために、市民や市民団体・事業者・行政（市）が行う環境に関する啓発等の取組を、各主体の連携のもと総合的に実施していきます。

併せて、各主体が発信する環境情報等の体系化を図るとともに、各主体の自発的な環境配慮行動を支援し、環境に関する情報発信や環境学習の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化

市民・市民団体・事業者等の環境配慮行動を促すためには、各主体の環境配慮への関心を高めていくことが重要です。そのため、私たちをめぐる環境の変化、省エネ、資源の循環利用の方法等を単に伝えるような、物事の表面的な現象の情報にとどまることなく、原因や根源まで深く掘り下げ、さらにそれらの関係性をも明確にした質の高い情報を提供していきます。また、情報の発信側と受け手側双方の環境配慮行動につながるよう情報を体系化し、情報を関連させる仕組みを検討します。

情報発信にあたっては、多様な視点をもって行い、市報やホームページ等の情報ツールに加えて、SNS等の活用を図ります。

現在市が関わっている啓発の取組については、質の維持・向上のために再編・見直しを行い、より効果的に実施できるよう体系化を進めます。

(2) 環境学習・体験等の取組の充実

環境への関心を高めるためには、子どもから大人まで全世代に向けた環境学習の充実が大切です。学校教育や生涯学習等様々な場面で行われている環境学習プログラムについて、関連性や連続性といった視点を重視し、エネルギー・ごみ・緑・水等、環境に関する幅広いテーマや地球規模・エリア規模・各個人規模等の多様な切り口での環境学習・体験等の提供に取り組み、充実を図ります。

(3) 環境に関する市民活動への支援

市民や市民団体・事業者等が自らの問題として環境を捉え、自発的な行動を促すための仕組みづくりを検討します。また、自発的に活動する市民や市民団体・事業者等の啓発活動や広報活動等に効果的な支援を行います。

さらに、市民・市民団体・事業者・行政（市）等が連携しやすい仕組みを整え、各主体が無理なく環境に配慮した活動ができるよう、既存制度の周知や、市域における環境配慮活動のサイクルを推進していくための新しいEMS制度の検討等、実際の行動につながるための支援を行います。

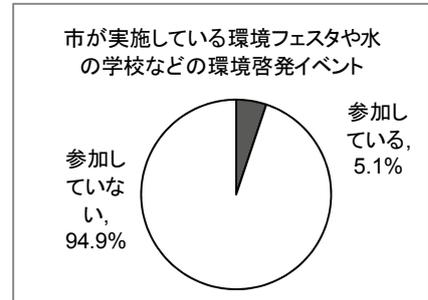
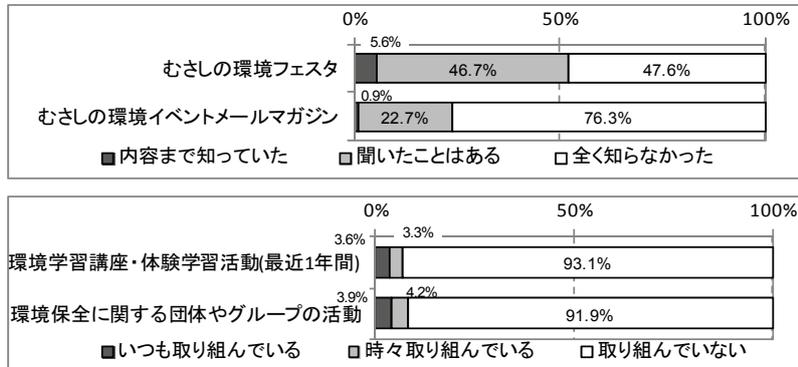
(4) 環境啓発施設の開設

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の建設に伴い、環境に関する啓発の充実や情報発信の推進等の取組の一つとして、平成31年度に現クリーンセンターの事務所棟及びプラットホームを再利用した全市民的な環境啓発施設として「エコプラザ（仮称）」の開設をめざします。

また、開設に向けては、周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について地域の意見を聞きながら、全市民的な議論を行っていきます。

【現況データ】 環境啓発活動への市民意識の状況

■環境に関する市民意識調査（平成27年実施）



【環境啓発、環境学習等の主な取組】

項目	実績
情報の提供、発信	市報・季刊誌・市HP等の広報媒体による提供、環境関連図書の貸出・閲覧、「環境保全（年次報告書）」の発行、「環境報告書（クリーンセンター）」の発行 等
啓発イベントの開催	「むさしの環境フェスタ」、「水の学校」、「ごみゼロデー」の開催 等
学習教材の提供	「ごみトコトン減らし読本」、「武蔵野市の自然」の配布 等
講座等の開催	「夏休みごみ探検隊」、「ゲストティーチャー（出前授業）」の実施、クリーンセンター施設見学・環境講座の実施 等
市外での体験学習	親子棚田体験事業、鳥取県家族ふれあい長期自然体験事業、遠野市家族ふれあい自然体験事業、むさしのジャンボリー、二俣尾自然体験事業、森林体験教室 等
学校教育の環境学習	各教科や総合的な学習の時間等と関連づけた環境学習、セカンドスクール・プレセカンドスクール 等
市民活動への支援	「環境美化推進員」の活動支援、「クリーンむさしのを推進する会」との連携、子ども自然体験指導者講習会、中学生・高校生リーダー講習会 等

【トピックス】

◆「むさしの環境フェスタ」の開催

市民一人ひとりに環境について関心を持ってもらうため、市民団体・事業者・行政（市）により、「むさしの環境フェスタ」を開催し、環境活動の展示、環境に配慮した暮らしの体験・提供等を行っています。参加者の環境行動等のきっかけづくりだけでなく、出展者相互の連携・つながりの機会にもなっており、平成26年度は、境南ふれあい広場公園及び武蔵野プレイスにて10月に開催し、約4,000名の来場者がありました。

◆「水の学校」の開催

平成26年度より「水の学校」として身近な水循環や上下水道の役割等、水を取り巻く様々なテーマに関する連続講座、公開講座、イベントを開催しています。講座により横のつながりが生まれ、修了生が翌年度以降の講座の企画運営に関わることを通して、自発的な市民活動が育っていくことをめざしています。

環境方針2

低炭素社会に向けた施策を推進します

～エネルギーの地産地消～

本市では、これまでに3,000kW以上の太陽光発電*設備、住宅用高効率給湯器、エネルギーマネジメントシステムの導入、公共施設の灯具LED*化等の創エネ・省エネの取組を進めてきました。

再生可能エネルギー*の賦存量*が少なく、人口密度の高い消費型都市である本市では、市全体でのエネルギー消費量の抑制とエネルギーの効率的な利用を推進することが今後ますます必要となります。

そのため、省エネ・創エネの取組とともに、未利用エネルギーの積極的な活用を図ります。また、水素社会に向けた検討や、まちづくりと連動した展開の検討等を図り、エネルギーの地産地消*都市の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 新しいエネルギーへの対応

国内外の潮流である低炭素エネルギーに対応するため、従来からの太陽光利用に加えて、太陽熱利用、温度差利用等の未利用エネルギーの導入や普及促進を図ります。また、近く予定される電力・ガスの自由化を見据え、行政（市）としての適切な供給事業者の選択に取り組むとともに、市民の供給事業者の選択を助ける情報提供等を図ります。

国、都、一部の企業等では水素の活用に向けた動きが始まっていることから、公共施設や公用車での水素利用の率直的導入やインフラ整備等、本市における水素社会のあり方等を検討します。

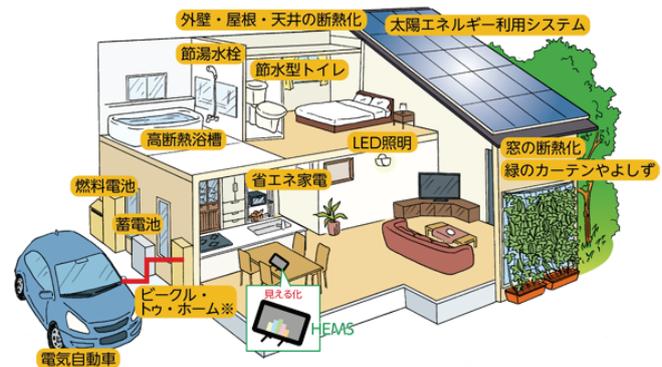
(2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化

家庭におけるエネルギー消費量は、単位面積当たりのエネルギー集積度は低いものの、市全体の約4割を占めることから対策の役割が大きいといえます。

そのため、日々の省エネ、建物・設備におけるHEMS*等のエネルギー管理システムの導入、太陽光・太陽熱利用、燃料電池*（水素利用）等の創エネ等の取組を推進するため、情報提供と導入支援等の取組を進めます。

また、スマートメーターの普及を見据え、複数の住宅等を対象にした街区単位の電力・ガス等エネルギーのスマート化について検討します。

■ エネルギーのスマート化のイメージ



*ビークル・トゥ・ホーム：電気自動車の大容量蓄電池にためた電力を家と双方向でやり取りするためのシステム

武蔵野市報 平成27年6月1日号から転載

(3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応

商業地域は、市域に占める面積こそ小さいものの、単位面積当たりのエネルギー集積度が高く、エネルギー消費量は約4割を占めるため、各家庭と同様に対策の役割が大きいといえます。

そのため、エネルギー設備改修に向けた中小規模事業者への支援や、建物の改築時におけるまちづくり条例等を活用した環境配慮についての指導・協議等を継続します。また環境の取組についてのまちぐるみでの合意形成・連携のための組織や仕組みづくりを、市内の産学官で連携して検討します。

(4) 公共施設における効率的なエネルギー活用

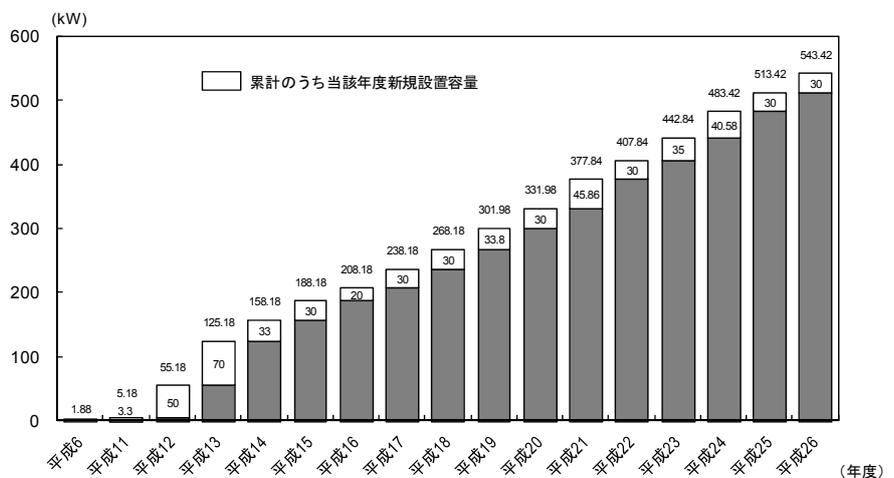
大規模事業所の一つとして、従来からの機器等による省エネや太陽光発電*システム等の創エネへの取組をさらに進め、併せて建替え・改修時におけるエネルギーマネジメントシステムの導入、建物躯体・構造の省エネ化等を推進します。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）では、ごみ発電*やガスコージェネレーション*設備の導入により、先駆的に周辺の公共施設に電力と熱を供給するエネルギーの面的融通*を行い、エネルギーの効率的な利用と防災機能強化、エネルギーコスト削減効果を図ります。この事例を踏まえ、他エリアでのエネルギーの面的融通*、自立分散型エネルギー源*の配備の可能性を検討します。

また、公共施設に設置された太陽光発電*設備についても順次自立運転機能を附加する等、災害発生時にも活用可能なエネルギー源の整備を図り、今後設備改修見込みのある施設への導入を引き続き検討します。

そして、燃料電池*自動車の普及促進や水素ステーションの設置等、水素社会に向けた検討を行います。

■公共施設における太陽光発電システムの設置容量の推移（累計）



武蔵野市の環境保全から作成

【トピックス】

◆電力のスマート化

電力を効率よく使用するための「スマートな電力システム」の構築が始まっています。これは、家庭や事業所等電力を使う側と、発電・送電等の供給する側を、インターネット等の情報通信技術でつなぐことにより、全体的なきめ細かいコントロールを行うものです。

私たちの生活に身近なところでは、スマートメーターへの切り替えや、HEMS*（Home Energy Management System：住宅用エネルギー管理システム）の普及等が始まっています。

これにより、大規模発電所の電力と太陽光発電*等の電力の調和が進むとともに、家庭や事業所のエネルギーの使用状況が「見える化」されて利便性や省エネ意識が向上します。さらに、個々の家電機器や電気自動車等もネットワークでつながり、地域全体で効率よく電力を使うシステムの構築等の発展が期待されています。

◆水素社会

近年、水素（H₂）エネルギーが注目されています。その理由は、製造方法の多様さ、賦存量*の多さ、有害物や二酸化炭素を出さないこと等が挙げられます。一方現状では、生産・供給段階での二酸化炭素排出、安全面・コスト面等で、さらなる技術開発が必要とされています。

今年国内自動車メーカーが水素を使う燃料電池*車の量産を世界で初めて実現し、その動きに追随するメーカーも出てきています。今後、インフラ整備等が一層進み、水素が低炭素社会の主力の一つとなる水素社会の実現が期待されています。

環境方針3

ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます

～循環型社会の構築～

本市では、これまでも市民一人ひとりがごみの発生抑制や資源の循環利用等に努めてきました。今後とも、市民生活や事業活動等において、エネルギー及び資源の消費を抑制しながら、ごみの発生抑制（リデュース）を推進します。そして、再利用（リユース）や、適正な資源化処理（リサイクル）を行い、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 市民・事業者・行政（市）の連携の再構築

環境への負荷が少ない持続可能な都市をめざすためには、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、ごみとして発生するものを減らし、また資源を有効利用していく必要があります。そのために、市民・市民団体・事業者・行政（市）がそれぞれの責務を果たすとともに、相互の関係を再構築し、効果的な連携・補完を行います。

(2) ごみの発生抑制

本市における「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」は、平成18年度766gから、平成26年度658gと大きく削減されましたが、いまだ多摩地区の平均値を大きく上回っています。また、今後も本市の人口は増加が見込まれており、市全体のごみ発生量の抑制のために、平成36年度「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」の目標を600gと設定し、ごみの発生抑制に取り組みます。

併せて、市民1人当たりのごみ排出量やごみ処理コスト、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷*等について、ごみ減量の動機づけになるような啓発を行います。

■多摩地域における本市の家庭系ごみ

多摩地域26市の収集ごみ量を比較
1人1日あたり 単位：g/人日
*多摩地域26市のうち最小を1位とした場合の順位

ごみ種別	武蔵野市	各区分のごみ量が最大の市	各区分のごみ量が最小の市	平均	武蔵野市の順位*
可燃ごみ	396.1	611.7	287.1	391.8	11位
不燃ごみ	21.8	86.5	12	40.3	5位
資源ごみ	209.5	233.4	103.2	165.8	23位
粗大ごみ	28.5	28.5	1.4	13.1	26位
有害ごみ	1.7	武蔵野市 1.7	0.7	1.0	26位
小計	657.5	799.6	539.7	612.0	22位

多摩地域ごみ実態調査 平成26年度統計から作成

(3) ごみ・資源の循環利用の推進

循環型社会を実現するため、家庭、事業所等から排出されるごみのうち、資源として活用できるものは再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）していくことが重要です。現在、可燃ごみについては、資源化できる紙類や容器包装プラスチック等が2割近く含まれており、分別の徹底が必要です。また、不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する都市鉱山事業や、樹木の剪定枝のリサイクル等についても継続します。

(4) ごみ処理のコストと環境負荷削減

現在、本市のごみ処理は、年間約30億円、1人当たり20,800円程度かかっています。このような多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め経済性の向上に努めます。

資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷*も見据えながら、回収方法の見直しを検討します。また、ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、同時に行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。

(5) 新しいごみ処理施設の稼働

新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、周辺住民の方々のご理解とご協力のもと、現施設の敷地内東側を整備用地とし、平成 29 年 4 月の稼働をめざして平成 26 年 5 月から建設工事に着手しています。ごみ量の推移を踏まえ、現施設より処理能力が縮小されるため、今後ごみ減量・資源化の推進が必要です。

新施設は、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入します。また、この焼却システムと高効率ごみ発電*設備とを組み合わせることにより、焼却熱を発電と蒸気（熱）供給に最大限利用することができ、周辺公共施設（市本庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター）へ安定的・効果的にエネルギーを供給します。さらに、災害に強い施設として高い耐震性能を持ち、災害時にはガスコージェネレーション*システム設備の稼働により周辺公共施設に必要なエネルギー供給を可能とします。

■新武蔵野クリーンセンター（仮称）完成予定図



■新武蔵野クリーンセンター（仮称）から周辺のエネルギー供給



【トピックス】

◆武蔵野市のごみ処理

本市のごみ処理は、クリーンセンターでのごみ焼却によって全てのごみがなくなるものではなく、焼却灰や資源物の処理・処分は市外で行われています。また、最終処分は、日の出町にある二ツ塚最終処分場で行っています。

この二ツ塚処分場の埋め立てが終了した場合、次候補地の見込みがないので、施設の延命のために、多額のコストをかけて焼却灰のエコセメント化を行っています。1日でも長く最終処分場を使用するためにも、ごみ発生量全体の抑制を行う必要があります。

《エコセメントについて》

エコセメントは、ごみの焼却灰を原料としたセメントです。多摩地域 25 市 1 町では、各清掃工場から出た焼却灰をエコセメント化施設に集めてセメントを製造し、それからコンクリート二次製品工場等で実際に使用できるように加工した上で、各地域の公共工事等（道路整備 69%、下水道整備 16%、公園整備 8%、外構整備 3%、その他 4%）で使用しています。平成 26 年度の多摩地域 25 市 1 町におけるエコセメントの使用量は約 1,042 トンで、武蔵野市の使用実績は約 90 トンです。

私たちの身近にある道路等は、ごみの焼却灰を再利用した資源が使われているということもよく理解した上で少しでも焼却灰を減らすように、ごみ発生抑制を心がけていきましょう。

東京たま広域資源循環組合 ホームページ及び平成 26 年度「東京たまエコセメント製品」使用実績調査結果から

環境方針4

生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～

緑と水は、生活にゆとりや潤いをもたらすとともに、安全・安心につながる防災機能や快適に暮らす景観機能等、様々な面で都市活動を支えまちの魅力向上に寄与しています。また、様々な生き物の生育・生息の場所や移動経路等の生態系*の形成機能の面も併せ持っています。

そのため、環境保全・景観形成等の諸機能が今以上に発揮されるよう、緑の量の確保のみならず質の向上を図ります。また、動植物の生育・生息環境を改善するため、緑と水の有機的なネットワーク形成を図り、人と自然が共生した本市らしい環境都市の形成をめざします。

【施策の展開】

(1) 市民・事業者との連携による緑化の推進

本市の緑は、民有地約6割、公有地約4割であり、緑豊かな良好な環境を維持するためには、民有地の緑を継続的に守り、育てていくことが重要です。そのため、今ある緑の保全とともに建築時等における接道部緑化や壁面・屋上等への緑化を推進します。また、市民の共有財産である緑を市民自らが守っていくための仕組みを構築します。

井の頭恩賜公園開園100周年の各種事業を契機に、多様な主体との連携を進め、各地に点在する公園緑地や水辺空間を再認識するための啓発等を推進します。

(2) 潤いのある緑環境の形成

生活にゆとりや潤いをもたらす生活環境、景観・美観等の向上のため、引き続き、公園・緑地等の整備・拡充を図るとともに、公園・緑地及び街路樹等の維持管理の効率化・適正化・長寿命化を推進します。また、緑と水のネットワークの形成に努め、緑豊かな都市の形成を図ります。

(3) 自然に配慮した水辺環境の整備

一級河川の仙川、玉川上水や千川上水等、水辺環境については、緑と水のネットワーク形成を図る基軸であり、身近な自然に触れられる貴重な空間となっています。今後とも、環境に配慮した水辺空間の整備を進めます。

仙川・千川上水については、計画的に環境整備を進めてきました。今後も、関係者と連携しながら河川維持水の確保を進めるとともに、整備計画の見直しも見据えつつ自然環境の保全・創出等、環境改善に取り組めます。

■仙川水辺環境整備地区



(4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保

これまで取組を進めてきた緑や水辺環境の整備は、生き物の生息・生育環境を整える一面を持っており、過去の調査結果を見ると、市内には多くの生き物の存在が確認されています。

今後とも、これまでの取組を継続し、多様な生き物の生息・生育環境を整えるとともに、市民が自然と触れ合える機会の提供を図ります。また、計画的で継続性のある生き物調査の必要性を考慮しつつ、本市らしい生物多様性のあり方等を検討します。

(5) 周辺地域との広域的な連携

都市の自然環境は市内だけで単立しているものではありません。玉川上水等の市域をまたがる貴重な水辺空間や街路樹等の緑の連続性について、都や周辺自治体との連携を深め、広域的な緑と水のネットワークの充実に努めます。

本市は水道水源の多くを地下水に頼っており、長年にわたり水源となる多摩川上流域の森林保全と活用に取り組んでいます。今後とも、長期的な視野に立ち、事業展開を図ります。

(6) 都市農業への支援

市内には約 30ha の農地（生産緑地*）があり、農作物を生産する基盤であるとともに景観を形成する要素として良好な環境を創り出しています。この貴重な農地を守っていくことは、「農」のある一体的な景観や安全・安心のまちづくりにつながり、良好な都市の環境形成を図る上でとても重要です。そのため、市内で営農が続けられるよう、登録農地制度*や補助金制度、生産緑地の追加指定等を推進するとともに、後継者、認定農業者*の育成に対する支援、環境配慮型農業資器材*導入への支援を行います。

さらに、啓発や市民参加、食育*の視点等からの展開として、農家見学会等の開催、援農ボランティア制度の拡充、保育園・学校給食等での市内産野菜の利用等、農業に対する市民意識の醸成と地産地消*の拡大に取り組みます。

また、「農業ふれあい公園」では、身近な公園で土に触れる機会の提供等を通じて、「農」に触れ、「農」のある風景を未来へ継承します。

【トピックス】

◆緑は市民の共有財産

本市では昭和 46 年の第一期長期計画において、緑のネットワーク計画を重要施策の一つとして掲げました。昭和 48 年には、市民参加のもと、全国に先駆け緑をテーマとした「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、これまで一貫して緑を「将来にわたって残すべきかけがえの無い財産」と位置づけてきました。

現在、市の緑の約 6 割を占める民有地については、土地開発や相続等により減少の一途をたどりながらも、保存樹木や保存生垣等の助成制度、苗木等の配布に加えて、ボランティアやNPO活動等の市民自らの活動により、その減少の割合は緩やかになっています。

また、公有地を含めた緑被率は公園緑地の拡充とともに適正な維持管理により、直近の調査では緑被率が 25.3%と微増傾向にあります。

今後も市内の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、市民と行政（市）が一丸となって、量・質ともに充実した緑環境の形成に取り組んでいきましょう。

■市内民家の接道緑化の例



■遊歩道の緑（桜堤遊歩道）



環境方針5

環境に配慮した都市基盤整備を進めます

～環境と共生したまちづくり～

建物や道路・交通等の都市基盤を含むまちづくりは、まちの美観・景観形成等に大きく影響し、環境へも負荷をかけています。都市の魅力向上や良好なまちづくりを進めるためには、環境への配慮はもとより、地域と調和した景観の形成とともに、環境への負荷を軽減した配慮型のまちづくりが必要です。

そのため、都市計画マスタープラン*をはじめとするまちづくり関連施策と連携した取組を進め、ハード・ソフトの両面から環境に配慮したまちづくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 環境に配慮したまちづくり

都市計画マスタープラン*や関連する個別計画等において、環境との共生を位置づける等、環境面に配慮したまちづくりを進めます。

公共施設等の計画的な改修・改築を図り、長寿命化等による省資源や廃棄物減量、エネルギー抑制、二酸化炭素排出削減、緑化等による良質な環境形成等、環境負荷*軽減を実行します。

また、建設から運用・解体までの、全体的な環境への影響を考えるライフサイクルアセスメントや環境性能等の評価を研究し、公共施設や規模の大きな民間建物等において環境負荷*が少ない技術や工法の導入の検討を図ります。

(2) まちの景観保全

閑静な住宅地の景観、賑わいを感じさせる商業地の景観、寺社、文化財、屋敷林、上水等の歴史的・文化的な景観、河川・緑等の自然的な景観等が本市の魅力を一層高めています。そのため、これらの景観資源と地域特性とが連動・調和したまちづくりを図ります。

道路は、「景観整備路線事業計画」に基づき、電線類の地中化や道路緑化等を図り、景観に配慮した歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

屋外広告物*は、まちの景観・美観維持等の上で重要な要素の一つです。そのため市民の目を活用した違反広告物の発見や、都、警察、地元商店会等と連携・協力した取り締まり・指導を継続します。併せて屋外広告物のあり方等について検討します。

空き地・空き家の放置は、建物の倒壊の恐れや生活環境の保護、防犯、防災等の安全面、まちの美観・景観の維持・形成に大きく影響します。その解決に向け、「空家対策の推進に関する特別措置法」を踏まえて、庁内外の関連部署と連携した取組を推進します。

■電線類の地中化による景観への配慮（七井橋通り）



(3) 美しく清潔なまち

市民一人ひとりがきれいなまちに対して誇りを持てるよう、「朝一番隊*」や「ごみゼロデー」での一斉清掃等の活動や三駅周辺の禁煙の取組を継続し、美しく清潔なおもてなしのまちづくりを実行します。また、落書き等の環境保全対策について、市民・市民団体等と連携して取り組む仕組みを構築します。

(4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間

歩道等のバリアフリー*化により、誰もが安全で快適に歩ける歩行環境の整備に努めます。併せて、透水性舗装*等、環境に配慮した道路整備を行います。また、排気ガス・二酸化炭素を出さないクリーンな交通である自転車の安全・安心の確保と利便性の向上を図るため、自転車走行環境の整備、道路空間の快適性の向上等の取組を進めます。

さらに、幅広い年代への交通ルールやマナーの周知・徹底等の取組を一層推進し、歩行者・自転車それぞれの安全が配慮され、利用しやすい道路空間づくりを進めます。

(5) 公共交通の活用と渋滞緩和

「地域公共交通総合連携計画」に基づき、誰もが利用しやすい交通体系の実現に向けて、公共交通の利便性の向上と利用の拡大を図ります。併せて、都・周辺区市等との連携・協力により、渋滞のない交通体系の整備を進める等、広域的な視点により交通対策に取り組みます。

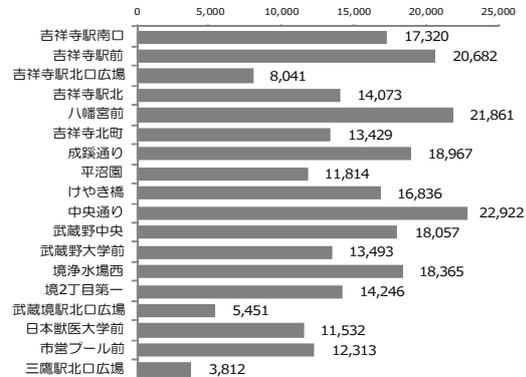
ムーバス*については、車両メーカーの技術開発状況等を踏まえて、水素燃料自動車等の環境対応車両への買い替えについて検討します。また、パーク・アンド・バスライド*の推進、運行情報システム（バスロケ）導入等による利便性の向上に取り組みます。

排気ガスや二酸化炭素排出の増加等につながる渋滞を緩和するため、三駅周辺の道路整備、路上荷捌き車両を減らす対策、交差点の改良、タクシー事業者と連携した運行ルールづくり等に取り組みます。

【現況データ】 市内の車両交通量

本市の車両交通は、3駅周辺と幹線道路に集中しており、中でも吉祥寺地区の車両交通量が多くなっています。個別には、中央通りが最多で、八幡宮前、吉祥寺駅前がそれに続いています。

■車両交通量の状況 (H24. 11. 7 7:00 - 19:00)



武蔵野市統計から作成

【トピックス】

◆「朝一番隊」と「ごみゼロデー」

市内で最も人が集まる市内3駅の周辺で、環境美化に向けた清掃と啓発の活動を行っています。

「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」はそれぞれ一般公募市民からなり、毎週日曜日の朝に、駅頭において啓発の呼びかけや清掃活動を行っています。平成26年度は延べ2,151名が参加しました。

「ごみゼロデー」は、市内3駅周辺で春季に市民・事業者・団体等を協力して、清掃活動を行います。平成26年には1,242名が参加し、約220kgのごみを集めました。また、秋季には市内各地区を含めた「市内一斉清掃」を行っています。

■ごみゼロデーの様子



環境方針6

安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします

～公害対策と生活環境保全～

私たちは、防災や衛生等の面で安全な環境が維持されていることで、安全で快適な暮らしを送っています。この生活を維持するためには、環境を形成する基本的な要素である水・土・大気・音等に起因する公害*等の環境問題へ適切に対応していくことが必要です。

そのため、典型7公害*や生活公害*、社会情勢の変化等に伴う様々な公害*について、適切な指導・監視、情報発信・共有等を行います。

都市化の進展等により市域に降る雨の約半分は、下水道や水路、河川を通過して東京湾に流れ、約3割のみが地下に浸透し地下水や湧水となっています。このため、短時間に集中して雨が降ると雨が地中に浸透せず、一気に下水道管に流入し都市型浸水が生じています。このような状況を踏まえ、雨水の地下へのかん養を図るとともに、生活するための基本である「水」の安定的な供給に努め、自然本来の水循環を取り戻すための取組を進めます。

【施策の展開】

(1) 都市型公害への対応

市内には、公害*の典型的な発生源としての事業所は少なく、事業活動においても周辺に公害を発生させないことが定着しつつあります。そのようなことから、近年市に寄せられる建設解体工事関連の騒音・振動や光化学スモッグの問題等、典型7公害*に関連する相談は減少してきています。今後とも、これらの公害*発生を防ぐため、有害化学物質汚染状況の定期的調査・観測や、法令等に基づく事業所への規制・指導等を継続的に行います。

下水道については、市域の約9割の地域が雨水と汚水を一緒に流す合流式下水道により整備されており、集中豪雨の際に、満管になった下水道管に流入できない雨水が低い土地に流れ込むことによる都市型浸水が一部エリアで発生しています。今後とも、雨水の下水道への流入を抑制するため、公共施設への大型雨水貯留浸透施設の設置、生活道路等における透水性舗装*等の整備を継続的に進めます。

(2) 生活公害への対応

近年、住宅や店舗等からの発生音、雑草の繁茂や樹木の越境、犬猫に関するトラブル等、典型7公害*以外のいわゆる生活公害*の苦情・相談が多くなっています。違法行為を除き、生活公害*の多くは当事者間での解決が原則です。今後とも、解決に向けた助言や情報提供に努めるとともに、市民自ら解決する仕組みづくりの検討等を行い、良好なまちづくりをめざします。

(3) 新たな環境問題への対応

本市では、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射線問題への対応、PM2.5 に代表される大気汚染等への対応、都市化の進展や社会情勢の変化に伴う種々の環境問題に対し、市民の安全・安心確保に向け、正確な情報提供や、的確な対応を行ってきました。また、平成26年に発生したデング熱を媒介する蚊等の病害虫への対策も進めています。

今後とも、新たな環境問題に対して正確な情報提供に努めるとともに、不測の事態に迅速で的確な対応ができる体制の充実を図ります。

(4) 水の安定供給

本市では、水道水の約8割を市内の深井戸から取水しています。限りある資源である地下水を活用するため、今後とも地盤沈下防止に十分配慮するとともに、円滑で効率的な水運用のため、経年劣化した浄水場施設、水源施設*の計画的な維持・更新を行います。併せて、災害時にも安全な水を安定供給できるように、配水管路の耐震化を進めます。

また、多摩地域の森林を育成することで、水源をかん養し、自然環境問題や花粉対策へ貢献することを目的として、檜原村に「武蔵野水道・時坂の森」を整備する等、水源林の保全に努めます。

(5) 水循環システムの確立

私たちの生活の基礎である「水」は、地球規模の水の循環によってもたらされています。市では平成24年に「雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」を制定し、市民・事業者等と連携して雨水浸透による水循環の保全、水資源の有効活用に関わる施策を推進しています。

雨水を下水道に流すのではなく水の循環による環境保全を推進するため、戸建て住宅等への雨水浸透施設の設置支援の強化、規模の大きい民間施設での雨水浸透施設整備の指導等を図ります。

また、下水処理は市外にある3つの都の水再生センターに依存し、東京湾等に処理水を放流しています。市外に依存していることを認識し、下水道の処理に係る負担軽減を各家庭における排水の段階から意識していくため、市民等への一層の情報発信を図ります。

【トピックス】

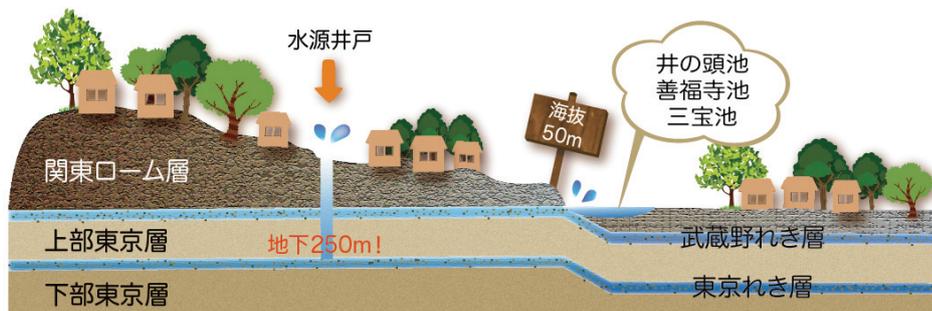
◆武蔵野地域の湧水

武蔵野台地の地下水層は、地表の約7～10m下を西から東に流れており、ちょうど海拔50m付近の谷地状の地形で湧水として姿を現し、武蔵野三大湧水池と呼ばれる井の頭池、善福寺池、三宝寺池を形成しています。市に隣接した井の頭池は古来より湧水で知られ、40～50年前までは湧水がこんこんと湧き出していました。現在は池の水源のほとんどはポンプにて汲み上げた地下水に頼っています。しかし、平成16年秋にはそれまで続いた長雨の影響もあり、一時的ではありますが井の頭池の湧水が復活し、澄みきった往年の姿を取り戻しました。

このように都市部の湧水は、アスファルト舗装面積の増加や建物の造成等、市街地化の進行による湧出量の減少、枯渇が問題となっていますが、地下水のかん養状態によっては湧水の復活の可能性は消えていません。

市では、都市部の貴重な自然環境である湧水を保全し、また、水害対策や下水道の機能保全を図るためにも、雨水の利活用と地中への浸透を推進し、健全な水循環をめざしていきます。

■武蔵野市近辺の地下水・湧水の様子



主な計画事業

(計画策定時)

環境方針	施策	計画事業(案)	主担当
環境方針1	(1)環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化	わかりやすい環境情報の提供	環境政策課・各課
		環境情報の体系化	環境政策課
		環境啓発事業の再編・体系化	環境政策課
	(2)環境学習・体験等の取組の充実	環境学習機会の充実	環境政策課・各課
		環境体験の充実	環境政策課・各課
	(3)環境に関する市民活動への支援	新しいEMS制度の検討・構築	環境政策課
		市民・市民団体・事業者等の自発的な活動への支援	環境政策課・各課
		環境全般に関する連携の仕組みの検討	環境政策課
(4)環境啓発施設の開設	環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」の開設	環境政策課	
	活用方法・運営方法の検討	環境政策課	
環境方針2	(1)新しいエネルギーへの対応	太陽光発電*・太陽熱利用の促進	環境政策課
		地中熱利用等の未利用エネルギー活用の推進	環境政策課
		導入可能な再生可能エネルギー*の研究	環境政策課
		水素利用に向けたあり方の研究・検討	環境政策課
		電力・ガスの自由化を見据えた情報提供の推進	環境政策課
	(2)家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化	省エネルギー対策の推進	環境政策課
		太陽光発電*・太陽熱利用等の創エネルギーの推進	環境政策課
		燃料電池*コージェネレーション*の普及	環境政策課
		エネルギー使用量の見える化による効率的な利用の推進	環境政策課
	(3)民間事業者との連携によるまちぐるみでの対応	まちづくり条例に基づく協議・指導	環境政策課
		まちづくり協議会(仮称)の設置・検討	環境政策課
		省エネ診断・省エネ改修の促進	環境政策課
		グリーンパートナー事業の拡大	環境政策課
		民間ノウハウ等の提案の仕組みづくり	環境政策課
	(4)公共施設における効率的なエネルギー活用	太陽光発電*システムの設置	環境政策課
		新クリーンセンター周辺での面的融通*の実施	クリーンセンター
災害時対応の自立型電源の確保		環境政策課	
EMS*によるエネルギーの効率的な利用の推進		環境政策課	
環境方針3	(1)市民・事業者・行政(市)の連携の再構築	市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	ごみ総合対策課
		優良事業者への表彰制度の推進	ごみ総合対策課
		集団回収のあり方の検討	ごみ総合対策課
	(2)ごみの発生抑制	排出者責任の明確化	ごみ総合対策課
		ごみと資源物の取り扱いの適正化	ごみ総合対策課
		事業者としての市の率先的取組	ごみ総合対策課

環境方針	施策	計画事業（案）	主担当
環境方針3	(3)ごみ・資源の循環利用の推進	事業系一般廃棄物減量資源化の推進	ごみ総合対策課
		容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	ごみ総合対策課
		小型家電リサイクルの検討	ごみ総合対策課
		生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の推進	ごみ総合対策課
		拠点回収のあり方の検討	ごみ総合対策課
	(4)ごみ処理のコストと環境負荷削減	ごみ処理・資源化経費の経済性の向上	ごみ総合対策課
		収集運搬コストの効率化・環境負荷の低減	ごみ総合対策課
		広域連携の検討	ごみ総合対策課
	(5)新しいごみ処理施設の稼働	安全・安心な施設づくり	クリーンセンター
エネルギー供給システムの構築		クリーンセンター	
環境方針4	(1)市民・事業者との連携による緑化の推進	接道部緑化の推進	緑のまち推進課
		樹木・生垣・樹林地の保全	緑のまち推進課
		民間活力を利用した緑化の推進	緑のまち推進課
		緑化・環境市民委員会の活用	緑のまち推進課
		緑を支える活動の支援	緑のまち推進課
		多様な主体による緑の維持管理	緑のまち推進課
	(2)潤いある緑環境の形成	公園緑地の整備・拡充	緑のまち推進課
		学校の緑の充実	緑のまち推進課
		壁面・屋上緑化の推進	緑のまち推進課
		道路緑化・緑道整備の推進	緑のまち推進課
		緑の創出施策の研究と実施	緑のまち推進課
		緑の循環システムの整備	緑のまち推進課
		公園施設の緑化の推進	緑のまち推進課
		公園緑地等の適正な維持管理	緑のまち推進課
	(3)自然に配慮した水辺環境の整備	仙川水辺環境整備基本計画の推進	緑のまち推進課
		千川上水の整備	緑のまち推進課
		玉川上水沿線の緑化	緑のまち推進課
	(4)武蔵野市らしい生物多様性の確保	生物多様性基本方針の策定	環境政策課
		生物生息状況調査の実施	環境政策課
	(5)周辺地域との広域的な連携	二俣尾・武蔵野市民の森事業の推進	緑のまち推進課
		奥多摩武蔵野の森事業の推進	緑のまち推進課
	(6)都市農業への支援	農地の保全	生活経済課
		市内農産物の地産地消*の推進	生活経済課
		環境に配慮した安全・安心への支援	生活経済課
		都市農業と市民のふれあいの強化	生活経済課

環境方針	施策	計画事業（案）	主担当
環境方針5	(1)環境に配慮したまちづくり	まちづくりにおける環境配慮の推進	まちづくり推進課
		公共施設の長寿命化・計画的改修による環境負荷の低減と環境負荷が少ない工法の導入	環境政策課・施設課
		大規模民間住宅等の建替えに伴う環境整備	まちづくり推進課
		環境性能を評価したまちづくりの研究	まちづくり推進課
	(2)まちの景観保全	電線類の地中化の推進	道路課
		違反屋外広告物*の処理	環境政策課
		空き地・空き家対策の推進	環境政策課 ・住宅対策課
		景観ガイドラインを活用したまちづくりの推進	まちづくり推進課
	(3)美しく清潔なまち	まちの美化意識の高揚と実践機会の継続	ごみ総合対策課
		迷惑喫煙、ポイ捨て、落書き防止の推進	ごみ総合対策課 ・環境政策課
	(4)歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間	駐輪場の確保と放置自転車対策	交通対策課
		自転車の走行環境の整備	交通対策課
		自転車の安全走行の啓発	交通対策課
		環境に配慮した道路整備	道路課・交通対策課
	(5)公共交通の活用と渋滞緩和	地域公共交通総合連携計画の推進	交通対策課
		低炭素型バス導入の推進	交通対策課
パーク・アンド・バスライド*の推進		交通対策課	
渋滞緩和対策の推進		道路課・交通対策課	
環境方針6	(1)都市型公害への対応	一般的な公害*への対応	環境政策課
		ゲリラ豪雨等に伴う都市型水害への対応	下水道課
	(2)生活公害への対応	市民生活に起因する公害*への対応	環境政策課
		市民自ら解決する仕組みづくり	環境政策課
	(3)新たな環境問題への対応	放射線量の測定	環境政策課・各課
		PM2.5に代表される大気汚染への対応	環境政策課
		衛生害虫への対応	環境政策課
		外来種への対応	環境政策課
		的確な情報提供の実施	環境政策課・各課
	(4)水の安定供給	森林整備等の実施	水道部
		直結給水*の推進	水道部
		配水管網整備の推進	水道部
		漏水防止対策の実施	水道部
	(5)水循環システムの確立	雨水浸透施設の設置	下水道課
透水性舗装*の整備		道路課	